

年会費無料 カード発行費用(100円/税込)

ウロコプラスカード

電子マネーのご案内



お買い物に使う現金を事前にチャージ(入金)することで
カード(電子マネー)でお支払いができます。

ウロコプラスカードのご利用方法

1 チャージ(入金)

サービスカウンター及び店内レジで
チャージ(入金)してください。

- チャージは1,000円単位
- 1回のチャージ金額上限は49,000円迄
- 何度でも繰り返し入金できます。
- カード1枚に100,000円まで入金できます。
- 一度入金したお金は返金、換金出来ません。

電子マネーでお支払いが便利に!

小銭いらず、お会計がスムーズ!

さらにチャージでプレミアム特典!

入金金額1,000円毎に5ポイントの
プレミアムポイントが付与されます。
プレミアムポイントは1ポイント当たり
1円としてお会計にご使用できます。

2 お支払い

ご精算時に
「ウロコプラスカード」で
お支払いすることを
レジ係にお伝えください。
(例:ウロコの電子マネーで
払います など)

例えば

ウロコの
電子マネーで
払うわ♪



3 残高確認

お買い物時のレシート・
各レジでご確認いただけます。
その他スマートフォンでも
残高をご確認いただけます。

携帯電話からは
こちら



ご注意

- 商品券の預け入れはできません。
- 複数枚のカード残高を合算することはできません。
- 有効期限 最終チャージ日または最終ご利用日から3年経過した場合、残高の有無にかかわらずカードは無効となりますので予めご了承ください。
- 金券・ハガキ・切手・印紙のご購入はできません。



お問合せ

株式会社ウロコ [本社] 〒052-0012 伊達市松ヶ枝町40番地 TEL:0142-23-5497

ウロコ+カード電子マネーサービス利用規約

第1条 (目的)

本規約は、株式会社ウロコ (以下「当社」という) が発行する電子マネーサービス (以下「ウロコ+カード電子マネー」という) のご利用について規定するもので、ウロコ+カード電子マネーの利用者 (以下「お客様」という) は本規約に従ってお取引いただくものとします。

第2条 (定義)

本約款規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- (1)ウロコ+カード電子マネーとは、当社が発行し、電子マネーカードを介して、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2)ウロコ+カード電子マネーサービスとは、お客様が当社に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品 (以下「商品等」といいます。) の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりウロコ+カードにチャージされたウロコ+カード電子マネーを利用することで、当社から商品等の購入 (一部商品を除く) または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3)ウロコ+カード電子マネー機能とは、ウロコ+カード電子マネーサービスを受けられる機能のことをいいます。
- (4)ウロコ+カードとは、お客様がウロコ+カード電子マネーを管理および利用するためのカードで、本規約末尾に記載されているウロコ+カードマークを付したカードをいいます。
- (5)お客様とは、本規約を承認の上、該当ウロコ+カード電子マネーを利用される方をいいます。
- (6)チャージとは、第5条に定める方法により、お客様がウロコ+カードにウロコ+カード電子マネーを加算することをいいます。
- (7)ウロコ+カード電子マネー残高とは、お客様が利用可能なウロコ+カード電子マネーの金額をいいます。

第3条 (ウロコ+カード発行手数料)

1. お客様はウロコ+カードの発行 (再発行) に伴い当社所定の発行手数料を支払うものとします。
2. 当社は理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返しできません。

第4条 (不正使用等の禁止)

お客様は、ウロコ+カードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。また他人への貸与、譲渡もできません。お客様が本規約に違反された場合、当社はお客様に対しウロコ+カードサービスを終了できるものとします。

第5条 (チャージ)

お客様は、ウロコ+カードマークの掲示された当社所定の場所・方法にて、ウロコ+カードに1,000円以上1,000円単位、1回当たり49,000円まで繰り返しチャージすることができるものとします。1枚のウロコ+カードに対して、100,000円までチャージできます。また、上記入金額に加えて、次のとおりカードに金額を付与できるものとします (以下、付与する金額を「プレミアム」という)。プレミアムの金額は、当社のキャンペーン等でお客様のチャージ金額等に応じて当社が付与する場合があります。ウロコ+カードの、プレミアムは10,000円以下と致します。1枚のウロコ+カードに蓄積できる上限額は、プレミアムを含め110,000円です。

第6条 (ウロコ+カード電子マネーサービスの利用)

1. お客様は、当社でウロコ+カード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、当社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
2. お客様が当社でウロコ+カード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、ウロコ+カード電子マネー残高から商品購入または提供額合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
3. お客様は、当社において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社の定める方法により、現金その他の支払方法とウロコ+カード電子マネーを併用することができるものとします。ウロコ+カード電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、お客様はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。
4. お客様が当社において商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるウロコ+カードの枚数は、1枚に限ります。
5. お客様は、ウロコ+カード電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるウロコ+カード電子マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該ウロコ+カード電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

第7条 (ウロコ+カード電子マネー残高)

1. ウロコ+カード電子マネー残高は、ウロコ+カード電子マネーサービス利用時のレシート、残高照会用ページ、本約款規約末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて照会することができます。電話料金及びインターネット利用代金はお客様のご負担となります。
2. 最後にウロコ+カード電子マネーサービスを利用した日および最後にチャージした日は、残高照会用ページ、本約款規約末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて照会することができます。電話料金及びインターネット利用代金はお客様のご負担となります。

第8条 (ウロコ+カード電子マネーの有効期限・残高取扱)

1. お客様は、最後にウロコ+カード電子マネーサービスを利用した日または最後にチャージした日から3年後の日をもって、自動的にウロコ+カード電子マネーサービスが利用出来なくなります。また、ウロコ+カード電子マネー残高の有無によらず無効となり、残高の払い戻しはありません。ウロコ+カードの紛失、盗難、改ざん及び本人の承諾のない第三者に利用された場合であってもカードの損失補填、返金、換金、再発行には応じられません。
2. お客様が死亡した場合には、一切のウロコ+カード電子マネーサービスを利用できなくなります。この場合、ウロコ+カード電子マネーのセンター預り残高はゼロとなり、また、現金の払戻しも行われません。

第9条 (ウロコ+カード電子マネーの合算)

お客様は当社が認めた場合を除き、ウロコ+カード電子マネーを他のカードに移行することはできないものとします。

第10条 (ウロコ+カード電子マネーサービスの利用ができない場合)

お客様は、次のいずれかの場合においては、その期間において、ウロコ+カード電子マネーにチャージすること、利用すること、ならびに残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

1. 当社がウロコ+カード電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
2. ウロコ+カードの破損、盗難、改ざん及び本人の承諾のない第三者に利用された場合であってもカードの損失補填、返金、換金、再発行には応じられません。
3. その他やむを得ない事由のある場合。

第11条 (換金等不可)

第16条の場合を除きウロコ+カード電子マネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

第12条 (ウロコ+カードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等)

当社が認めてウロコ+カードが再発行された場合、当社所定の方法で照会されたウロコ+カード電子マネー残高が再発行されたウロコ+カードに引き継がれるものとします。

第13条 (ウロコ+カードの紛失・盗難等)

1. お客様がウロコ+カードの紛失・盗難、その他の事由によりウロコ+カード電子マネー残高が消失した場合、または第三者により不正利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. お客様がウロコ+カードの紛失・盗難、その他の事由によりウロコ+カード電子マネー残高が残ったままウロコ+カード電子マネー有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第14条 (当社との紛議)

1. お客様が、ウロコ+カード電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合には、お客様と当社との間で解決するものとします。
2. 前項の場合においても、お客様は、当社に対し、ウロコ+カード電子マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第15条 (規約の変更)

1. 当社は、当社所定の方法により事前にお客様に対して変更内容を告知することで、本約款を変更することができるものとします。また、当該告知後、お客様がチャージ、ウロコ+カード電子マネーサービスを利用した商品等の購入、ウロコ+カード電子マネー残高の照会をした場合には、当社は、お客様が当該変更内容を承諾したものとみなします。
2. 前項の告知がなされた後、お客様がウロコ+カード電子マネーを使用することなく1ヶ月が経過した場合には、当社は、お客様が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第16条 (ウロコ+カード電子マネーサービスの終了)

1. 当社は、次のいずれかの場合には、お客様に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、ウロコ+カード電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - ① 社会情勢の変化
 - ② 法令の改廃
 - ③ その他当社のやむを得ない都合による場合
2. 前項の場合、法令に基づき、お客様は当社の定める方法により、ウロコ+カード電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから2年経過した場合には、お客様は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第17条 (制限責任)

第10条に定める理由およびその他の理由により、お客様がウロコ+カード電子マネーサービスを利用することができないことで当該お客様に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。(当該不利益または損害が当社の故意または重大過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。)

第18条 (業務委託)

当社は、本約款に基づくウロコ+カード電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第19条 (合意管轄裁判所)

お客様は、本約款に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

【ご相談窓口】 ウロコ+カード電子マネーに関するお問合せ、ご相談等は、下記までご連絡ください。

株式会社ウロコ 本社 〒052-0012 北海道伊達市松ヶ枝町40
TEL: 0142-23-5497 (10:00~18:00 土日祝日・休業日を除く)

【利用規約 追記事項】

カード有効期限を超過し、使用不可となったカードの中の『支払い時に付与されたプレゼントバリュー残高』についてお客様からの申告があった場合に限り、再有効化を行います。

プレゼントバリューの再有効化に際し、当該会員カードや会員 ID 等本人確認可能な証明書もしくは情報の提示を求める場合がございます。

ご対応いただけない場合には再有効化が行えない可能性がございますので、予めご了承くださいませようお願い致します。

※再有効化出来る残高は、有効期限を超過した時点でカード内に残存している『支払い時に付与されたプレゼントバリュー』に限ります。

原則、お客様のご依頼日から15営業日以内に再有効化の処理を致します。

なお、再有効化完了後の通知は致しかねますので予めご了承願います。

2019年12月5日

【利用規約 追記事項】

【利用者資金の保全方法】

資金決済法14条1項の規定の趣旨：

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

資金決済法31条1項に規定する権利の内容：

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別：
・金銭による供託

【無権限取引*により発生した損失の補償等の対応方針】

* 利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと。

- ・ 当社は無記名式本カードの紛失、盗難等により、利用者に生じた損失について、その責任を負わないものとします。
- ・ ウロコプラスカードカードの紛失、盗難等により、利用者に生じた損失について、紛失、盗難等を申し出られてから当社による利用停止措置が完了する前に利用者に生じた損失について、その責任を負わないものとします。

2021年5月1日